

泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設
整備・運営事業
入札説明書（案）

令和 6 年 10 月現在

泉佐野市田尻町清掃施設組合

目 次

第 1 章 用語の定義	1
第 2 章 入札説明書の位置付け	3
第 3 章 事業概要	3
第 4 章 入札参加に関する条件等	6
第 5 章 入札の手続き等	12
第 6 章 事業者の決定	16
第 7 章 提出書類	18
第 8 章 提出書類作成要領	23
第 9 章 事業実施に関する事項	23
第 10 章 その他	25

・添付資料 1～7（作成中）

・様式 1～12（作成中）

第Ⅰ章 用語の定義

泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業において入札説明書で用いる用語については、以下のとおりとする。

用語	定義
本組合	泉佐野市田尻町清掃施設組合をいう。
本事業	泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理整備・運営事業をいう。
エネルギー回収型廃棄物処理施設	本組合を構成する市町から発生する可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、マテリアルリサイクル推進施設からの残渣及びし尿処理施設からのしづ等を処理するとともに、処理に伴い発生するエネルギーを回収し発電等を行う施設をいう。現行の循環型社会形成推進交付金制度における「エネルギー回収型廃棄物処理施設」として整備を行うものである。
マテリアルリサイクル推進施設	本組合を構成する市町から発生する粗大ごみ等を破碎・選別・保管する施設をいう。現行の循環型社会形成推進交付金制度における「マテリアルリサイクル推進施設」として整備を行うものである。
本施設	エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設を総称している。
ストーカ式焼却炉	エネルギー回収推進施設の処理方式で、ごみを可動する火格子で移動させながら、火格子下部から空気を送りし、燃焼させる方式をいう。
プラント	本施設のうち、焼却処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等）を総称している。
建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称している。
DBO方式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民間事業手法をいう。
SPC	選定された応募者の構成企業が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	本組合の本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。
建設事業者	事業者のうち本施設の設計・建設を行う者をいう。
運営事業者	事業者のうち本施設の運営・維持管理を行う者をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する企業又は企業グループをいう。
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務める企業をいう。
構成企業	応募者を構成するすべての企業をいう。
協力企業	SPCを設立する場合において、構成企業のうち、SPCに出資を行わない企業をいう。
構成員	SPCを設立する場合において、構成企業のうち、SPCに出資を行う企業をいう。

落札者	応募者の中から本事業を実施する者として、本組合が選定する者をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の総称をいう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
基本協定	事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、本組合と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	事業者の選定後、本事業を発注するための基本的事項について、本組合と落札者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本組合と建設事業者が締結する契約をいう。
運営・維持管理業務委託契約	本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、本組合と運営事業者が締結する契約をいう。
建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
運営業務	本事業のうち運営・維持管理に係る業務をいう。
要求水準書	事業者に対し要求する最低限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
要求水準	要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。
特定事業	PFI等事業で実施する事業をいう。
廃掃法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。

第2章 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、本組合の本事業を実施する事業者を総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）により募集及び選定するに当たり、入札（以下「本入札」という。）に参加しようとする者に配布するものである。

本事業に係る入札公告による一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下の別添1から6に示す資料については、本入札説明書と一体であり、総称して「入札説明書等」という。

本事業に応募する者は、入札説明書等の内容を十分に理解したうえで、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

- ・添付資料1 泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書
- ・添付資料2 泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業落札者決定基準（案）
(第7回審査委員会において付議予定)
- ・添付資料3 泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書（案）
(第6回審査委員会において付議予定)
- ・添付資料4 泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書（案）
(第7回審査委員会において付議予定)
- ・添付資料5 泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業建築工事請負契約書（案）(第7回審査委員会において付議予定)
- ・添付資料6 泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業運営・維持管理業務委託契約書（案）(第7回審査委員会において付議予定)

第3章 事業の概要

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 管理者の名称

泉佐野市田尻町清掃施設組合 泉佐野市長 千代松 大耕

(3) 事業の目的

本組合では、泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所において、泉佐野市及び田尻町で発生する一般廃棄物の中間処理を行っており、また、熊取町では、熊取町環境センターにおいて熊取町で発生する一般廃棄物の中間処理を行っている。

本組合の焼却施設は稼働開始から既に約40年、熊取町の焼却施設においても稼働開始から既に約35年経過し、いずれも補修・改良工事を行っているものの、老朽化・陳腐化が進んでおり、施設の更新が急務となっている。

このような状況のもと、本事業は、泉佐野市、田尻町及び熊取町（以下「1市2町」という。）において発生する一般廃棄物の継続した適正処理の確保のため、新たに新ごみ処理施設を整備するものである。

本事業は、本施設の整備及び運営の業務を民間事業者に一括かつ長期的に委ねることにより、事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮され、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担が低減されることを目的とし、適切な事業実施により施設整備に係る基本方針の具現化を図るものである。

また、本施設の整備にあたっては、高性能、最新のエネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設とすることはもちろん、建設地の立地条件、環境の調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮し、かつ、維持管理の容易な施設とするとともに、焼却により発生する熱の有効活用（発電）等を図るものである。

（4）事業の概要

ア. 施設名称

（仮称）泉佐野市田尻町清掃施設組合第三事業所（名称は現在のところ未定）

イ. 施設の概要

（ア）計画地の概要

所在地	泉佐野市日根野及び上之郷地（別図Ⅰ建設予定地位置図参照）	
敷地面積	約 55,301 m ² （平地：約 38,656 m ² 、傾斜地：約 16,645 m ² ）	
都市計画事項	区域区分	市街化調整区域
	用途地域	指定なし
	防火地域	指定なし
	高度地区・高度利用地区	指定なし
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	高さ制限	指定なし
	日影規制	指定なし

（イ）計画施設の概要

エネルギー回収型廃棄物 処理施設	処理方式	ストーカ式
	施設規模	210 t／日
	炉数	2炉（1炉当たり 105 t／日）
	処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、災害廃棄物（緊急時）
マテリアルリサイクル 推進施設	処理能力	24 t／5 h
	ストックヤード	紙類・古着類
		270 m ³
		容器包装プラスチック
		310 m ³
		不燃残渣（ガラス）
		13 m ³
		その他ガラス
		4 m ³

ウ. 土地の使用に関する事項

本組合は、本工事期間中、本事業の用に供するため、民間事業者に組合所有地である土地を使用させる。

エ. 事業の内容

(ア) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法 律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に準じて実施する事業であり、事業者が、本市の所有となる本施設について整備、運営を一括して受託する DBO 方式とする。

落札者の構成企業及び SPC を設立する場合は SPC を運営管理事業者として、本組合の所有となる本施設の本業務に係る一切を一括して行うものとする。

(イ) 契約の形態

本組合は、本事業について事業者に本工事及び本業務を一括で委託するために、落札者決定後速やかに事業者と本事業に係る基本契約を締結するものとする。

また、本組合は基本契約に基づき、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結し、運営事業者と本事業に係る運営・維持管理業務委託契約の締結を行う。

(ウ) 事業期間

本事業における事業期間は次のとおり予定する。

①工事期間：事業契約締結日から令和 14 年（2032）3 月 31 日まで

②運営期間：令和 14 年（2032）4 月 1 日から令和 34 年（2052）3 月 31 日まで

(エ) 事業期間終了後の措置

本組合は、事業期間終了後も 20 年間は本施設を継続して公共の用に供する予定である。よって、事業者は、事業期間終了時に本組合の定める引継ぎ時における本施設の要求水準書を満足する状態で、本組合に引き継ぐものとする。

オ. 事業対象となる業務の範囲

事業者が行う本事業の業務範囲については、次のとおりとする。なお、具体的な業務範囲については、要求水準書を参照すること。

(ア) 建設業務に係るもの

建設事業者は本組合と締結する建設工事請負契約に基づき本施設の建設業務を行うものとする。業務の範囲については、本施設及びその他外構工事等の設計業務、土木建築工事、プラント機械設備工事、その他必要な仮設設備の設置・運用、必要な許認可の取得等とする。

(イ) 運営業務に係るもの

運営事業者は運営・維持管理業務委託契約に基づき運営業務を行うものとする。業務の範囲については、運転業務、維持管理業務（本施設の点検整備・補修・機器更新を含む。）、環境管理業務及び情報管理業務、理対象物の計量、受入、料金徴収、その他要求水準書を満足する適正な処理を行うものとする。なお、運営事業者は、本組合が行う業務についても必要な支援と協力をを行うものとする。

また、本施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電を行う。発電電力は、本施設の電力を販売とともに、余剰電力は、電気事業者へ売電を行う。余剰電力に係る収入については、組合の収入とする。

カ. 事業者の収入

本事業における事業者の収入については、次のとおりとする。

(ア) 建設業務における対価

本組合は、建設業務に係る対価について、建設工事請負契約において定める額を出来高に応じて建設事業者に支払うものとする。詳細は「入札説明書添付資料一〇 対価の支払い方法」に定める。

(イ) 運営業務における対価

本組合は、運営業務に係る対価について、運営・維持管理業務委託契約において定める額を、業務委託期間にわたって、業務実績に基づき運営事業者に支払うものとする。

また、資源物の売却収入については本組合へ帰属するが、運営事業者に対して一部インセンティブを付与する。

なお、委託料は、固定料金と変動料金（ごみの処理量等に応じて変動）で構成されるものとし、消費者物価指数などに基づき、年に1回改定することができるものとする。詳細は「入札説明書添付資料一〇 対価の支払い方法」に定める。

(5) スケジュール（予定）

本事業におけるスケジュールについては、次のとおりとする。

日 程	項 目
令和8年4月1日	入札公告及び入札説明書等の公表
令和8年4月1日 ～令和8年4月15日	入札説明書等に関する質問（第1回目）の受付期限
令和8年5月20日	入札説明書等に関する質問回答（第1回目）の公表
令和8年5月29日	入札参加表明書及び参加資格審査申請書の受付期限
令和8年6月10日	入札参加資格審査結果の通知
令和8年6月10日 ～令和8年6月30日	入札説明書等に関する質問（第2回目）の受付
令和8年7月21日	入札説明書等に関する質問回答（第2回目）の公表
令和8年7月22日 ～令和8年8月31日	事業提案書の受付
令和8年9月下旬	ヒアリング
令和8年10月20日	入札書の受付期限
令和8年10月下旬	プレゼンテーションの実施
令和8年11月20日	事業提案審査、開札、落札者の決定及び公表
令和8年12月初旬	基本協定の締結
令和8年12月下旬	特定事業契約締結（建設工事請負契約は仮契約）
令和9年3月中旬	建設工事請負契約締結 本契約

(6) 法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）等、関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第4章 入札参加に関する条件等

1. 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

建設業務及び運営業務の実施に当たっては、次に示す応募者の構成としたうえで、1市2町内の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、1市2町内に本店がある事業者を積極的に活用すること。

(1) 応募者の構成等

ア. 応募者は、「(2) 応募者の参加資格要件」を満たす建設業務及び運営業務を実施する者で構成する。また、応募者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、参加表明時に構成企業の企業名を表明するものとする。

イ. 応募者の中から「(2) ウ. 本施設のプラントの建設業務を行う者の要件」を全て満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。なお、構成企業のうち「(2) ウ. 本施設のプラントの建設業務を行う者の要件」の要件をすべて満たす者が複数である場合は、参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書（以下「最新の経審」という。）における清掃施設工事の総合評価値により決定された順位が最上位のものを代表企業とする。

ウ. 構成企業の企業数の上限については任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。

エ. 構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合はこの限りではない。

オ. 構成企業（入札参加表明書提出以降、本組合がやむを得ない事情を認めた場合、並びに入札参加資格を失った場合等により応募者から脱退した構成企業を含む。）は、他の応募者の構成企業となることはできない。

カ. 運営管理事業者をSPCとする場合は、落札者は特定事業契約の仮契約締結時までにSPCを1市2町内に設立しなければならない。

キ. SPCを設置する場合は、構成企業のうち、代表企業及び運営管理事業者は構成員とし、これらの企業以外は構成員又は協力企業とする。また、代表企業はSPCに50%超の出資をするとともに、50%を超えるSPCの議決割合を有するものとする。

ク. SPCを設立する場合、構成員は、特定事業契約が終了するまでの間SPCの株式を保有し続けるものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等を設定その他の一切の処分を行ってはならない。

ケ. 建設業務を請け負うにあたり、代表企業を含む複数の企業からなる特定建設工事共同企業体（甲型、乙型は問わない。以下「建設JV」という。）を組成することができる。

コ. 応募者のうち、代表企業が「(2) 応募者の参加資格要件」のアからオの全ての要件を満たす場合は、建設事業者を代表企業1者とすることができます。

(2) 応募者の参加資格要件

ア. 共通の参加資格要件

構成企業は、次の資格要件を全て満たす企業であること。

（ア）入札参加資格審査申請書を提出する時点において、1市2町いずれかの入札参加資格

登録業者名簿に登録されている者であること。

- (イ) 入札参加資格審査申請書を提出する時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後に、本組合が別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）、その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- (ウ) 入札参加資格審査申請書を提出する時点において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (エ) 入札参加資格審査申請書を提出する時点において、1 市 2 町いずれかの入札参加資格停止期間中でないこと。
- (オ) 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い又は行う恐れがある組織）又はその構成員等と密接な交際を有し又は社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと。
- (カ) 入札参加資格審査申請書を提出する時点において、当該入札に参加しようとする他の応募者（応募者が企業グループの場合は、構成企業全て）との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること。
- ① 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）。
- ② 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）と同じくする子会社同士の関係。
- ③ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係。
- ④ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係。
- (キ) 本組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係がない者であること。なお、この場合において、「資本関係のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人的関係のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- ・泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注者支援業務受託者
- 株式会社〇〇〇〇（令和 7 年度発注予定）
- (ク) 本組合が設置する泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員と資本面及び人事面において関連がない者であること。
- イ. 本施設の設計業務を行う者の要件

応募者のうち、本施設の設計業務を行う者は、次の要件を全て満たす企業であること。なお、設計企業の役割を、建屋及び土木・外構施設等担当、プラント担当に分割し、それぞれを別の企業によって実施することは可能とする。設計企業の役割を分割する場合は、建屋及び土木・外構施設等担当は少なくとも（ア）の要件を満たすこととし、プラント担当は要件を全て満たすこと。

（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

（イ）ボイラー・タービン式発電設備を設置した廃棄物処理施設の建築物の設計を一括して実施した実績（元請から直接請け負った場合も可とする。）を有すること。

ウ. 本施設のプラントの建設業務を行う者の要件

応募者のうち、本施設のプラントの建設業務を行う者は、次の要件を全て満たす企業であること。

（ア）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る最新の経審の総合評定値が 1,300 点以上であること。

（イ）以下に示す要件をすべて満たす廃掃法施行令第 5 条に規定する一般廃棄物処理施設の建設業務を地方公共団体（一部事務組合を含む。）から元請（単独又は建設 JV（甲型建設 JV の場合は、出資比率が構成員の均等割の 10 分の 6 以上のものに限る））で受注した実績（竣工したものに限る。）を有すること。

- i ボイラー・タービン式発電設備を有する施設
- ii 施設規模が、1 炉あたり 100 t／日以上 2 炉構成以上である施設
- iii 連続運転式一般廃棄物焼却施設（全連続燃焼ストーカ式焼却炉）

（ウ）建設業法第 26 条第 2 項における清掃施設事業に係る監理技術者資格者証を有し、廃掃法施行令第 5 条に規定する一般廃棄物処理施設を地方公共団体（一部事務組合を含む。）から元請（単独又は建設 JV）で受注した施設の建設に監理技術者として従事した経験を有する者を本工事の管理技術者として専任で配置できること。

エ. 本施設の建築物等の建設業務を行う者の要件

応募者のうち、本施設の建築物等の建設業務を行う者は、単独又は複数の企業で構成するものとし、このうち少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。なお、建設 JV を構成する場合は、次の要件を全て満たす者のうち、（ア）の総合評定値が最も高い者を建設 JV の代表構成員とすること。

（ア）建築業法第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る最新の経審の総合評定値が 1,300 点以上であること。

（イ）本施設の建築物等の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

オ. 本施設の運営を行う者の要件

応募者のうち、本施設の運営業務を行う者は、次の要件を全て満たす企業であること。

（ア）以下に示す要件をすべて満たす廃掃法施行令第 5 条に規定する一般廃棄物処理施設の運営業務を地方公共団体（一部事務組合を含む。）から元請（特別目的会社から直接受託したものを含む。）で受注し、1 年以上の実績を 1 件以上有すること。

- ① ボイラー・タービン式発電設備を有する施設
 - ② 施設規模が、1炉あたり100t／日以上2炉構成以上である施設
 - ③ 連続運転式一般廃棄物焼却施設（全連続燃焼ストーカ式焼却炉）
- (イ) (ア) の運営管理業務の業務遂行形態は以下のとおりとする。
- ①長期包括的運営委託方式による運営管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績又は当該企業が出資し設立されたSPCにおいて受注した実績であり、かつ、当該SPCへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務であること。
 - ②DBO方式による施設整備・運営事業における施設の運営管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績又は当該企業が出資し設立されたSPCにおいて受注した実績があり、かつ、当該SPCへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務であること。
 - ③PFI方式による施設整備・運営事業における施設の運営管理業務については、当該企業が出資し設立されたSPCにおいて受注した実績であり、かつ、当該SPCへの出資者のうち当該企業の役割分担が運営管理業務であること。
 - ④運転役務委託方式による運転管理業務については、当該企業が元請けとして受注した実績であること。
- (ウ) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、連続運転式一般廃棄物焼却施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総責任者（施設の円滑な運転管理及び維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として配置することできること。
- (エ) 本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために（ア）に示した要件を満たす施設において、ボイラー・タービン主任技術者又は電気主任技術者として1年以上の経験を有する技術者を本施設に必要なボイラー・タービン主任技術者又は電気主任技術者として2年間以上配置することできること。
- (オ) その他必要な有資格者を配置できること。

(3) 参加資格の確認

- ア. 入札参加表明時に参加資格を確認する。参加資格を確認する日（以下「参加資格確認基準日」という。）は入札参加表明書及び参加資格申請書の提出期限日（令和8年5月29日（金））とする。
- イ. 参加資格確認基準日の翌日から入札書提出日（令和8年10月20日（火））までの間、応募者の構成企業が参加資格の要件を欠くに至った場合、当該応募者は入札に参加することができない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格の要件を欠くに至った場合は、当該応募者は、参加資格の要件を欠いた構成企業に代わって、参加資格の要件を有する構成企業を補充し、本組合が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格の要件を欠いた日とする。
- ウ. 入札書提出日の翌日から落札者決定までの間、応募者の構成企業が参加資格の要件を欠くに至った場合、本組合は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- エ. 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る本組合議会の議決日までの間、落札者の構成企業が参加資格の要件を欠くに至った場合、又は下記に記載する事項に

該当した場合、本組合は事業者と特定事業契約の締結をしないことができる。この場合において、本組合は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(ア) 入札に当たって不正の行為があったとき。

(イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し又は関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

(オ) 暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し若しくは関与する等関わりを持つ者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人。（以下「暴力団関係法人等」という。））であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。

(カ) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（イ）から（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(キ) 入札、随意契約のための見積もり又は契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本組合管理者に届出なかったとき。

(ク) 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認めるとき。

（4）ＳＰＣの設立に関する要件（ＳＰＣを設立する場合）

ア．ＳＰＣは、会社法に規定される株式会社とし、1市2町内に本店を置くこと。

なお、ＳＰＣの本店所在地については、運営維持管理期間に限り、本施設内に設置することを認めるものとする。

イ．運営事業者は、本事業の運営維持管理業務を実施するものの目的として設立すること。

ウ．運営事業者への出資は、落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。

また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとすること。

エ．全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

（5）予定価格（入札公告時に決定）

本事業の予定価格は、次のとおりとする。

ア．予定価格

， ,000,000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)

， ,000,000 円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

(ア) 予定価格を構成する建設業務に係る対価の内訳額

,000,000 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

,000,000 円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

- (イ) 予定価格を構成する運営業務に係る対価の内訳額
　　,000,000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)
　　,000,000 円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

イ. 留意事項

当該予定価格は、事業期間にわたる建設業務に係る対価と運営業務に係る対価を単純に合計した金額であり、特定事業契約に規定する物価変動等は見込んでいない。

第4章 入札の手続き等

I. 入札の手続き

(1) 入札説明書等の公表

令和8年4月1日(水)に入札説明書等を本組合ホームページにおいて公表する。入札説明書等に関する説明会の開催は行わない。

本組合ホームページアドレス <http://sanotajiri.rinku.zaq.ne.jp>

(2) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア. 入札説明書等に関する質問(第1回目)の受付

入札説明書等に関する質問の第1回目を次の受付期間に受け付けるものとする。

入札説明書等全般に関する質問がある場合には、入札説明書等に関する質問書(様式第号)に記載のうえ、電子メールに記載済みの同様式ファイル(Microsoft Excel形式)を添付し、本組合に送付して提出するものとする。

また、電話、FAX及び口頭による質問の受け付けは行わない。本組合は提出者に対し、受領確認の電子メールを送付するものとする。なお、メールの件名については「入札質問書(第1回目)(新ごみ処理施設整備・運営事業)」として送付すること。

受付期間 令和8年4月1日(水)から

令和8年4月15日(水)午後5時まで

イ. 入札説明書等に関する質問(第2回目)の受付(入札参加資格を除く)

入札説明書等に関する質問の第2回目を次の受付期間に受け付けるものとする。入札説明書等全般(入札参加資格を除く)に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(様式第号)に記載のうえ電子メールに記載済みのファイルを添付し、本組合に送付して提出するものとする。

また、電話、FAX及び口頭による質問の受け付けは行わない。本組合は提出者に対し、受領確認の電子メールを送付するものとする。

なお、第2回目の質問については、「(5) 参加資格審査の結果通知」に記載する参加資格が認められた応募者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

電子メールの送信には使用する電子計算機の性能、電気通信回路の接続状況等の良否により、所要時間に差が生じることから、時間的な余裕をもって質問をすること。また、メールの件名については「入札質問書(第2回目)(新ごみ処理施設整備・運営事業)」として送付すること。

受付期間 令和8年6月10日(水)から

令和8年6月30日(火)午後5時まで

(3) 入札説明書等に関する質問への回答の公表

入札説明書等に関する質問（第1回目）への回答は令和8年5月20日（水）までに、また、入札説明書等に関する質問（第2回目）への回答は令和8年7月21日（火）までに本組合ホームページにおいて公表するものとする。なお、回答に対する電話等による問い合わせについては応じない。

(4) 入札参加表明書及び参加資格申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、次により入札参加表明書及び参加資格申請書の提出を行わなければならない。なお、期限までに入札参加表明書及び参加資格申請書を提出しない者は、入札に参加することができない。

ア. 提出書類

「第7章 Ⅰ. 入札参加表明時の提出書類」に示すとおりとする。

イ. 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）又は託送（配達の記録が残る方法に限る。）による。なお、これ以外の方法によるものは認めないものとする。

ウ. 受付期間

（ア）持参による場合

本入札説明書等公表日から

令和8年5月29日（金）まで

（午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時まで及び泉佐野市の休日を定める条例に定める泉佐野市の休日を除く。以下、「持参による場合」において同じ。）

（イ）郵送又は託送による場合

令和8年5月29日（金）午後5時必着

エ. 提出先

泉佐野市田尻町清掃施設組合 第一事業所

(5) 参加資格審査の結果通知

参加資格審査の結果については、令和8年6月10日（水）までに応募者の代表企業に対し、電子メールにより通知する。なお、参加資格を確認された応募者数等については公表しない。

(6) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査の結果通知により、参加資格がないと認められた応募者の代表企業は、参加資格がないと認められた理由の説明を求める書面（様式自由。ただし、応募者の代表企業印を要する）を、結果通知の日から令和8年6月17日（水）午後5時までに提出することにより、説明を求めることができる。なお、提出方法、提出先は「(4) 入札参加表明書及び参加資格申請書の提出」と同じ。

本組合は、説明を求められたときは、説明を求めた応募者の代表企業に対して、速やかに電子メールにより回答する。

(7) 入札の辞退

入札参加資格を認められた応募者が、入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに、入札参加辞退届（様式第 号）を提出すること。ただし、特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札参加辞退は認められない。

(8) 技術提案書等の提出

入札参加資格を認められた応募者は、技術提案書等を次のとおり提出すること。なお、提出については応募者の代表企業が行うこと。

ア. 提出書類

「第7章 3. 技術提案書等」に示すとおりとする。

イ. 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）又は託送（配達の記録が残る方法に限る。）による。なお、上記以外の方法によるものは認めない。

ウ. 受付期間

(ア) 持参による場合

参加資格審査の結果通知を受けた日から

令和8年8月31日（月）まで

(イ) 郵送又は託送による場合

令和8年8月31日（月）午後5時必着

エ. 提出先

泉佐野市田尻町清掃施設組合 第一事業所

(9) 技術提案書等に関するヒアリング

本組合及び選定委員会は、応募者に対し、令和8年9月24日（木）から令和8年9月30日（水）までに、応募者ごとにヒアリングを実施する。なお、日時及び場所等については、詳細が決定し次第、本組合より応募者の代表企業に対し電子メールにより連絡する。

応募者側の出席者については、技術提案の内容を十分に理解し説明できる者とし、出席者の人数については、5名までとする。

(10) 入札書類の提出

応募者は、入札書類を次のとおり提出すること。なお、提出については応募者の代表企業が行うこと。

ア. 提出書類

「第7章4. 入札書類」に示すとおりとする。

イ. 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）又は託送（配達の記録が残る方法に限る。）による。なお、上記以外の方法によるものは認めない。

ウ. 受付期間

(ア) 持参による場合

令和8年10月1日（木）から

令和8年10月15日（木）まで

(イ) 郵送又は託送による場合

令和8年10月15日（木）午後5時必着

エ. 提出先

泉佐野市田尻町清掃施設組合 第一事業所

(12) プレゼンテーションの実施

本組合及び選定委員会は、技術提案書等及び入札書類を提出した者を対象に個別のプレゼンテーションを実施する。また、詳細については、泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施

設整備・運営事業プレゼンテーション実施要綱（様式第 号）による。

(13) 開札

入札書の開札は、応募者又はその代理人の立会のうえ、下記のとおり実施する。なお、立会を行う者は、各応募者で1名とする。なお、代理人が開札に立ち会う場合、開札に関する委任状（様式第 号）を、当日持参すること。

ア. 日時

令和8年11月20日（金）午後2時

イ. 場所

泉佐野市田尻町清掃施設組合 第一事業所3階会議室

ウ. 開札における留意事項

（ア）入札回数は1回とする。

（イ）開札は、応募者立会いを希望する者を立ち会わせて執行するものとする。なお、立会希望者がいる場合は、当該入札事務に関係のない1市2町のいずれかの職員を立ち会わせるものとする。

（ウ）開札の立会人は、応募者の代表企業の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。

（エ）入札執行者は、開札の結果、無効となった入札書を除いた入札書のうち、予定価格以下の価格の入札書を提出した入札者が1者の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効な入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とする。

2. 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意すること。また、応募者は、入札説明書に定めるもののほか、泉佐野市契約規則、その他関係法令を遵守すること。

(2) 入札書類の差替え等の禁止

応募者は、提出期限以降における入札書の差替え及び再提出を行うことはできない。

(3) 入札の延期等

談合の疑いが認められる場合のほか、本組合管理者が特に必要があると認めるときは、入札の執行を延期し、中止し又は取消すことがある。なお、その場合、応募者の提出した当該入札に係る入札書は無効とし、本組合は入札の延期等に伴う損害賠償について、その責を負わないものとする。

(4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア. 競争入札に参加する資格がない者が行った入札。

イ. 入札方法に違反して行われた入札。

ウ. 入札書に記名押印がない入札。

エ. 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札。

オ. 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札。

カ. 本組合が指定した以外の方法で入札書類を提出した入札。

- キ. 入札書類が到着期限までに到着していない入札。
- ク. 封筒記載の事業名称又は差出人名と同封された入札書に記載された事業名称又は入札者名が相違する入札。
- ケ. 封筒に事業名称又は差出人名が記載されていない入札。
- コ. 1つの封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札。
- サ. 入札価格内訳書が入札書とともに封筒に同封されていない入札。
- シ. 明らかに不正によると認められる入札。
- ス. その他入札条件に違反してなされた入札。

(5) 費用の負担

入札に関して応募者が要する費用は、各応募者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び通貨

この特定調達契約において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通過は円に限る。

(7) 本組合が提供する資料の取扱い

応募者（入札までに辞退した者を含む。）は、本組合が提供する資料を、本入札に係る検討以外に使用してはならない。

(8) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

第6章 事業者の決定

1. 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本事業は、本工事、本業務の各業務を事業者に一括して性能発注することで、各業務を通じた包括的な創意工夫が發揮され、より効率的かつ機能的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、本工事、運営等の提案内容、本組合の要求水準との適合性並びに資金計画及びリスク分担を含む事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

本組合は、税抜き予定価格以下で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした応募者の中から、落札者決定基準に基づき落札者を決定する。

(2) 審査機関

本組合は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本組合が設置した選定委員会において審査を実施する。なお、選定委員の構成は「入札説明書添付資料-〇」のとおりとする。

(2) 落札者の決定

選定委員会は、あらかじめ定める落札者決定基準に基づき、技術提案書等を評価・審査し技術評価点を算定する。また、本組合は、「第4章1. (13) 開札」に示す開札を行った結果より、あらかじめ定める落札決定者決定基準に基づき価格評価点を算定する。

本組合は、技術評価点及び価格評価点の合計（以下、「総合評価点」という。）が最も高い提案を行った応募者を落札者として決定する。

(3) 入札結果の通知および公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、本組合ホームページにおいて公表する。なお、客観的な評価の結果については、落札者との基本協定締結後に公表する。

2. 契約手続等

(1) 基本協定の締結

落札者と本組合は、契約の締結に関して、速やかに基本協定書（案）について合意し、基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建築工事請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）に基づき契約手続きを行う。

(2) SPCの設立

落札者は、運営管理事業者をSPCとする場合は、特定事業契約の仮契約締結までに「第4章Ⅰ. (4) SPCの設立に関する要件」に規定するSPCを設立すること。

(3) 契約の締結

本組合は、落札者と基本契約、建設事業者と建設工事請負契約、運営事業者（運営事業者をSPCとする場合はSPC）と運営・維持管理業務委託契約を締結する。

なお、建設工事請負契約を除く契約は建設工事請負契約の本契約締結を効力発生条件とする停止条件付契約とし、建設工事請負契約が泉佐野市田尻町清掃施設組合議会（以下「組合議会」という。）の議決を得ることにより各々正式な本契約となる。

(5) 契約を締結しない場合

「第4章Ⅰ(3) 参加資格の確認 工」を参照すること。なお、この場合、本組合は、落札者を除く応募者のうち、総合評価点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達したとき、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札者の入札価格の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(6) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(7) 契約保証金

ア. 本工事期間における保証

設計施工事業者は、建設工事請負契約に係る組合議会の議決日までに、請負代金の100分の10以上の額を納付すること。（契約保証金に代えることができる担保については、建設工事請負契約書（案）を参照すること。また、履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。）

イ. 運営期間における保証

運営事業者（運営管理事業者をSPCとする場合はSPC）は、運営・維持管理業務委託契約に従い、以下の要領で契約保証金を納入すること。

(ア) 運営維持管理期間中における各事業年度の運営維持管理委託料の100分の10以上の額を運営維持管理期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに納付すること。

(イ) 契約保証金に代わる担保として提供することができるものは、有価証券等の提供、金

融機関の保証とする。また、履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

第7章 提出書類

I. 入札参加表明時の提出書類

入札参加表明時は、次の書類を提出すること。

提出書類	様式	提出部数
入札参加表明書	様式第 号	1部
参加資格審査申請書	様式第 号	1部
構成企業一覧表	様式第 号	1部
委任状（代表企業）	様式第 号	1部
委任状（代理人）	様式第 号	1部
建設事業者の構成（予定）	様式 号	
参加資格に関する誓約書	様式 号	
各業務を担当する者の要件を証明する書類		

2. 入札辞退時の届出書類

入札辞退時は、次の書類を提出すること。

提出書類	様式	提出部数
入札辞退届	様式第 号	1部

3. 技術提案書等

ア. 技術提案書

提出書類	様式	提出部数
技術提案書提出届		1部
要求水準に関する誓約書		1部
技術提案書	第1分冊 技術評価項目提案書	様式第 号 各 15 部（正本 1 部、副本 14 部）
	第2分冊 技術提案書（本編）	表紙様式第 号
技術提案書の電子データ	——	DVDで3部

イ. 基本設計図書

(1) 各施設共通

提出書類名称	記載する内容	提出部数
施設概要説明書	①施設全体配置図 ②全体動線計画	各 15 部（正本 1 部、副本 14 部）
建設工事関係	①外構設計図 ②植栽計画図 ③見学者ルート計画図 ② 施設パース	各 15 部（正本 1 部、副本 14 部）及び DVDで3部

(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設の基本設計図書

提出書類名称	記載する内容	提出部数
施設概要説明書	①各設備概要説明 ・主要設備概要説明書 ・各プロセスの説明書 ・独自な設備の説明書 ・焼却炉制御の説明書（炉温制御、蒸気発生量制御等） ・排ガス処理装置の説明書（排ガス温度制御を含む） ・省エネ及び温室効果ガス削減の説明書 ・非常措置に対する説明書 ・緊急時（地震災害等）の対応説明書	各 15 部（正本 1 部、副本 14 部）及び DVDで3部
プラント工事関係	①設計計算書 ・性能曲線図 ・各種フロー図 ・物質収支（ごみ・燃料・空気・排ガス・水・薬品・灰・蒸気・復水・給排水・排水処理） ・熱収支（熱清算図）	

	<ul style="list-style-type: none"> ・発電効率計算書 ・用役収支 ・火格子燃焼率 ・燃焼室熱負荷 ・ボイラ関係計算書 ・容量計算書・性能計算書 ・その他必要なもの <p>②各階機器配置図及び主要断面図</p> <p>③計装制御系統図</p> <p>④電算機システム構成図</p> <p>⑤電気設備主要回路単線系統図</p> <p>⑥負荷設備一覧表</p> <p>⑦工事工程表</p> <p>⑧実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む）</p>	
建設工事関係	<p>①建築意匠設計図</p> <p>②防火・防臭区画図</p> <p>③各種工事計画書（仮設工事、安全計画含む）</p> <p>④色彩計画図（着色立面図にマンセル記号を示したもの等）</p> <p>⑤負荷設備一覧表</p> <p>⑥建築設備機器一覧表</p> <p>⑦建築内部、外部仕上表</p> <p>⑧工事工程表</p>	

(3) マテリアルリサイクル推進施設の基本設計図書

提出書類名称	記載する内容	提出部数
施設概要説明書	<p>①各設備概要説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要設備概要説明書 ・各プロセスの説明書 ・独自な設備の説明書 ・処理不適物に対する運転説明書 ・省エネ及び温室効果ガス削減の説明書 ・非常措置に対する説明書 ・緊急時（地震災害等）の対応説明書 	各15部（正本1部、副本14部）及びDVDで3部
プラント工事関係	<p>①設計計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種フロー図 ・物質収支（ごみ・資源物・残渣・給排水・排水処理） ・用役収支 ・容量計算、性能計算 <p>②各階機器配置図及び主要断面図</p> <p>③計装制御系統図</p>	

	④電算機システム構成図 ⑤電気設備主要回路単線系統図 ⑥負荷設備一覧表 ⑦工事工程表 ⑧実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む）	
建築工事関係	①建築意匠設計図 ②防火・防臭区画図 ③各種工事計画書（仮設工事、安全計画を含む） ④色彩計画図（着色立面図にマンセル記号を示したもの等） ⑤負荷設備一覧表 ⑥建築設備機器一覧表 ⑦建築内部、外部仕上表 ⑧工事工程表	

（4）運営業務に関する図書

提出書類名称	記載する内容	提出部数
受入管理業務実施計画書	①業務実施体制表（構成・人数） ②受付管理計画 ③案内指示計画	
運転管理業務実施計画書	①業務実施体制表（構成・人数） ②運転管理計画	
維持管理業務実施計画書	①業務実施体制表（構成・人数） ②点検・検査計画 ③補修・更新計画 ④中長期修繕・回収計画	
環境管理業務実施計画書	①環境保全計画 ②作業環境保全計画	各 15 部（正本 1 部、副本 14 部）及び DVD で 3 部
発電業務実施計画書	①発電業務事務手続き計画書	
情報管理業務実施計画書	①情報管理計画	
見学者・来場者対応要領書	①業務実施体制表（構成・人数） ②見学者対応計画	
関連業務実施計画書	①清掃要領・体制 ②防火管理・防災管理要領・体制 ③施設警備防犯要領・体制	

4. 入札書類

提出書類	様式	提出部数
入札書	様式第 号	1 部
建設工事内訳書	様式第 号	1 部
運営管理費内訳書	様式第 号	1 部
入札書、建設工事費内訳書、運営管理費内訳書の電子データ	——	DVDで3部

※開札の立会い時に必要であれば、次の書類を当日持参すること。

提出書類	様式	提出部数
委任状（開札の立会い）	様式第 号	1 部

第8章 提出書類作成要領

1. 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、特に本組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

(1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はS I 単位とする。また、原則として横書きで記述することとする。

(2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2. 技術提案書等

技術提案書等を作成するに当たっては、様式第 号（別紙Ⅰ）技術提案書等作成要領を参照すること。

3. 入札書

入札書を作成するに当たっては、特に本組合の指示がない限り、次の項目に留意すること。

(1) 入札書（様式第 号（様式第 号、様式第 号 入札価格内訳書を含む。））は、封筒に入れ、封かんして提出すること。封筒の表書き等については、別図3を参照すること。

(2) 入札価格は、事業期間にわたる建設業務に係る対価及び運営業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、各契約書に基づいて算定すること。

また、物価変動等に応じた改定は見込まないこと。

(3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。

第9章 事業実施に関する事項

1. 事業者の収入

本事業における事業者の収入については次のとおりとする。

(1) 本施設の建設業務に係る対価

本組合は、本施設の建設業務の対価として、建設業務費を建設事業者に支払う。詳細は「入札説明書添付資料－〇 対価の支払い方法」に定める。

(2) 本施設の運営業務に係る対価

本組合は、本施設の運営業務の対価として、運営業務費を運営事業者に支払う。詳細は「入札説明書添付資料－〇 対価の支払い方法」に定める。

(3) 支払いの減額等

本組合は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準を満たしていないことが判明した場合は、委託費の減額を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、「入札説明書添付資料－〇 モニタリングについて」に定める。

2. 本組合が適用を予定している交付金等について

本組合は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金の適用を予定している。

交付金及び補助金の申請等の手続については、本組合において行うが、事業者は申請の手続に必要な書類の作成等について本組合を支援するものとする。

3. 保険

(1) 本組合は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）及び全都清廃棄物処理プラント保険に加入する。

なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、本組合が加入する保険にて保険金が填補された場合は、本組合が事業者に対して行う損害賠償請求の金額からその分を控除するものとする。

(2) 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本組合は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により填補された部分は控除されるものとする。

(3) 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

4. 想定されるリスク分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。建設業務及び運営業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本組合が分担するべき合理的な理由があるリスクについては、本組合がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本組合と事業者のリスク分担の詳細は、「入札説明書添付資料－〇 リスク分担」、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）において定める。

5. 業務の委託

事業者は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、本組合の承諾を得た場合はこの限りでない。

6. 雇用等への配慮

(1) 雇用については、1市2町内の住民を対象とした雇用に配慮すること。

(2) 下請負事業者、資機材等の調達事業者等の選定においては、1市2町内に本店がある事業者を積極的に活用すること。

(3) 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア. 事業者が実施する本事業の業務内容について、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかったときは、本組合は特定事業契約を解除することができる。

イ. 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は特定事業契約を解除することができる。

ウ. ア及びイにより本組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア. 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。

イ. 前項の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、本組合は事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他本組合又は事業者の責めに帰すべきことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者は事業の継続の可否について協議する。

ア. 設計・建設期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、本組合は相手方に、書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運営・維持管理業務委託契約についても解除することができる。

イ. 運営期間において、本組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面をもってその旨を通知することにより、運営・維持管理業務委託契約を解除することができる。

ウ. ア又はイにより、建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約のいずれかが解除された場合に、本組合は相手方に事前に書面をもってその旨を通知することにより、基本契約を解除することができる。

(4) その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、特定事業契約に定める。

8. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本組合と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

(2) 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

9. 本組合による事業の実施状況の監視

本組合は、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営段階におけるすべての業務について、要求水準及び特定事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行う。詳細は、「入札説明書添付資料一〇 モニタリングについて」に定める。

第10章 その他

I. 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることの他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては本組合ホームページにおいて公表する。適宜、本組合ホームページにおいて確認すること。また、入札参加資格確認結果の通知後においては代表企業に通知する。

2. 情報公開及び情報提供

泉佐野市情報公開条例（平成12年条例第99号）に基づき情報公開を行う。また、情報提供については、適宜、本組合ホームページ等を通じて行う。